

ICEM ゴム産業部会世界会議
2006年4月6日ー7日、イスタンブール

行動計画

1. ネットワーク: ICEM はネットワークの実効ある運営に向けて、既存ネットワークを点検、吟味する。特に、ネットワークの運営とネットワーク内での情報交換について点検、吟味する。
2. グローバル協約: ICEM は引き続き、安全衛生及び環境保全について多国籍企業と ICEM が締結したグローバル協約内において、契約労働者あるいは派遣労働者を含む、適用規定条項遵守を保障するものとする。可能な場合、また必要な場合、グローバル協約が規定する安全衛生及び環境基準を強化していく。
3. 契約及び派遣労働: 契約及び派遣労働の問題は ICEM の優先取り組み事項とする。殊に、ICEM が契約及び派遣労働に関する国際基準の設定を目指す場合、ICEM 加盟組織があらゆる形でこの取り組みに参画することが不可欠となる。
4. ゴム産業内の多国籍企業との対話: ICEM はミッシェラン及びコンチネンタルの本国加盟組織の支援・協力をえ、これらのタイヤ企業と対話を目指し取り組む。そのためには、ICEM 書記長は、グローバル協約のコンセプトについての合意に向けて、両社の代表取締役と早期に会談する必要がある。
5. ジェンダー問題: ICEM はゴム産業のジェンダーの均等に関する行動計画の推進に向けた取り組みを行う。そのため、ICEM は、同等価値の職責で同等賃金を得ていない女性労働者の状況と程度について労使共同の調査を会社内で実施するよう、加盟組織に奨励する。ICEM は当該取り組みの関連において、職責評価の知識についての情報を提供し、加盟組織を支援する。